

葛飾区子どもの権利擁護事業について

1 概要

子どもからの権利に関する相談を受けるとともに、権利侵害に対応することにより、子どもの権利の擁護を図ることを目的とする事業。

2 対象

- (1) 区内在住、在学、在勤の 18 歳未満の子ども
- (2) 葛飾区児童相談所の被措置児童等
(一時保護所入所中、区外施設入所中、区外里親委託中の児童を含む)

3 受付手段

- (1) 子どもの権利擁護専用電話（フリーダイヤル）
受付時間は平日 9 時から 17 時（祝休日、年末年始は除く。）
- (2) メール
- (3) インターネットを利用した入力フォーム（区公式ホームページに掲載）
- (4) はがき
被措置児童が所持する「子どもの権利ノート」に個人情報保護シールと併せて添付している。切手を貼らずに投函でき、区権利擁護担当課へ届く仕組みとなっている。
- (5) 意見用紙
葛飾区児童相談所一時保護所内に設置された意見箱に備え付けの意見用紙に記載し、意見箱に投函でき、区権利擁護担当課へ届く仕組みとなっている。

意見表明件数内訳（令和 8 年度は、令和 8 年 10 月 18 日現在）

意見表明手段	件数	
	令和 7 年度	令和 8 年度
子どもの権利擁護専用電話（フリーダイヤル）	0 件	0 件
メール	0 件	0 件
インターネットを利用した入力フォーム	1 件	0 件
はがき	1 件	1 件
意見用紙	3 件	0 件
その他（東京都からの引き継ぎ）	0 件	1 件

4 対応の流れ

子どもからの意見表明を受け、区が意見表明等支援員（アドボケイト）（※ 1）を派遣し、子どもの意見表明・意見形成支援を行う。

子どもが希望した場合、意見表明の内容について、児童福祉審議会に諮問することができる。諮問する場合には、区が権利擁護調査員（※ 2）を派遣し、状況把握のために関係者等への調査を実施する。

詳細は別紙フロー図のとおり。

(※1) 意見表明等支援員（アドボケイト）

要件：社会福祉士又は児童福祉に関する相談業務等の実務経験を有する者

活動内容：子どもの意見表明を支援、代弁する等

(※2) 権利擁護調査員

要件：弁護士

活動内容：公正中立な立場から、権利侵害の事実関係の調査を行う。

5 意見表明等支援事業（委託）について

(1) 概要

葛飾区児童相談所一時保護に意見表明等支援員が週1回（毎週火曜日）訪問し、入所児童と交流支援を行うことにより、関係性を築きながら、意見形成及び意見表明支援を行う令和8年6月から開始した事業

(2) 対応内容

子どもたちの余暇時間内である15時から約2時間、共有スペース等にて一緒に遊ぶなど交流し、状況に応じて、個室で話を聴く等の個別支援も行っている。

(3) 支援員の声

ア 遊びや雑談の中で「作品を見てほしい」「自分の話を聞いてほしい」と自発的に自分の成果や好きなことを見せてくれる子が多く、子どもたち自身が交流支援を活用できている姿が見られる。

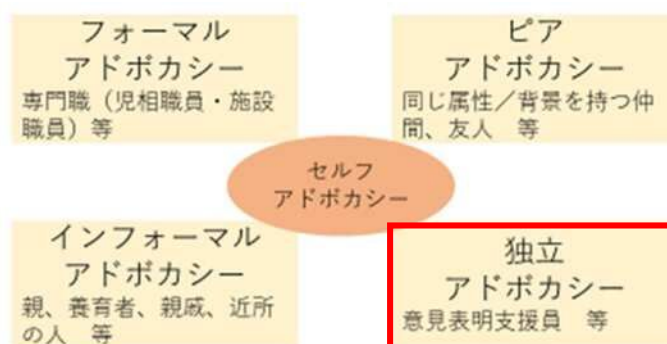
イ 関係性が近い施設職員について、いつも忙しそうだから話を聴いてもらうのは申し訳ないと気を遣っている子も多い中、日頃の施設生活に対する少しのモヤモヤや不満について本音を吐くなど、第三者の立場だからこそ話せる場面が見られる。

ウ 声かけや前回支援の会話の続きなどの継続的な関わりによる信頼関係が築けており、子どもたちが「話を聞いてもらえた」「覚えていてくれた」と実感でき、安心感や自己肯定感に繋がっている。

(4) 支援件数【令和8年6月16日（初回支援）～10月13日分（直近支援）】

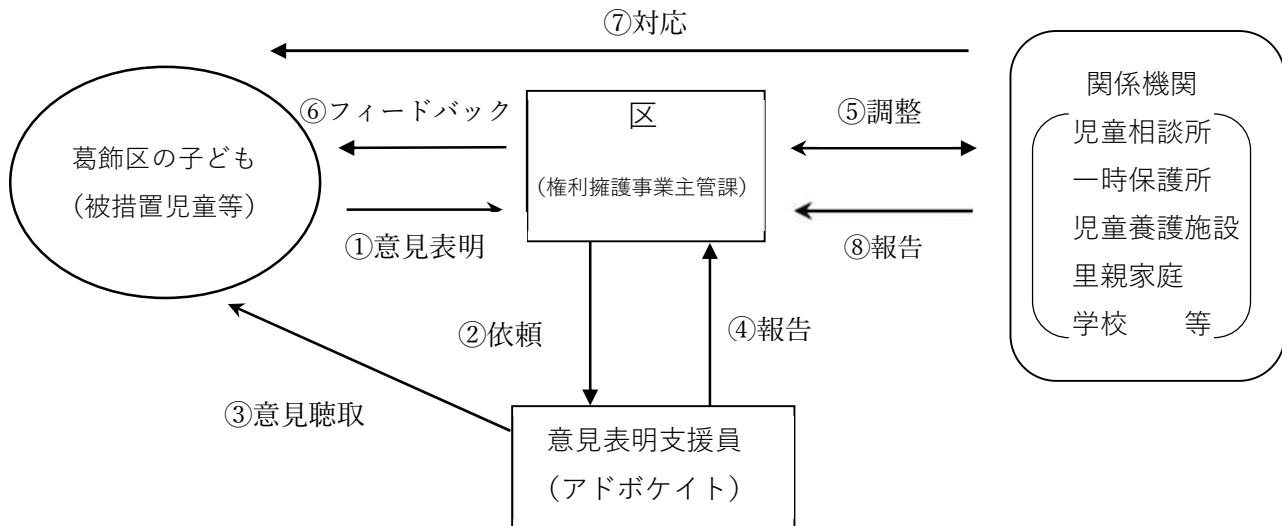
ア 交流参加人数（延べ）	126 名
イ 支援員が声をかけられた人数（延べ）	95 名
ウ 個別支援を行った件数	3 件

【参考】アドボカシーの種類



<対応フロー図>

【調査審議を必要としない場合】



【調査審議が必要な場合】

